

御 杖 村 告 示 第 30 号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）の規定に基づく御杖村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により、告示する。

令和 8年 3月31日

御杖村長 伊藤 収宜

（その関係書類は御杖村役場産業建設課において、縦覧に供する。）